

令和7年度第4回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和7年9月8日（月） ホテルアバローム紀の国 羽衣の間	17時30分から 18時17分まで
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数5名 定数5名 定数5名

○廣谷会長

ただ今から、第4回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。
事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴などについて、報告をお願いします。

○事務局（谷本）

本日の出席状況につきましては、委員15名中、公益代表委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数、各代表3分の1以上又は全体で3分の2以上を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっており、令和7年8月22日に傍聴告示を行いましたが、希望者はございませんでした。

次に、第2回本審で和歌山県地方労働組合評議会の方から要請書の署名を受け取っていますが、本年9月5日の受付で、286筆の追加提出がございました。合計3,815筆の署名の提出がございましたことを報告いたします。以上です。

○廣谷会長

それでは、最初の議題、和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についてです。

令和7年度の和歌山県最低賃金については、8月21日の専門部会におきまして、全会一致で65円引き上げて、時間額1,045円に改正し、発効日を令和7年11月1日の指定日発効とすることで結審し、局長に対して答申を行ったところであります。その後の経過報告等を事務局からお願いします。

○事務局（谷本）

それでは、経過報告をいたします。
答申文の写しを資料1としてお配りしています。8月21日に答申をいただきましたので、同日、異議申出に係る公示を行いました。

資料2が公示文の写しです。異議申出の期間は15日間ですので、9月5日までとなります。その結果、期日までに資料の3、4、5のとおり、申出順に紀州有田商工会議所、和歌山県地方労働組合評議会、和歌山県医療労働組合連合会からの異議申出がありました。

本日は、この3件の異議申出について、御審議をお願いします。答申後の経過につきましては、以上です。

○廣谷会長

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、当審議会の答申に関して異議の申出がありましたので、本日、その異議申出に対する審議を行うことになりますが、まず、その審議を始めるに当たり、局長から当該異議について審議会の意見を求める諮問を受けたいと思います。

〈局長から会長に諮問文を手交〉
〈事務局が各委員に諮問文写しを配付〉

○廣谷会長

では、事務局は諮問文を読み上げてください。

〈事務局が諮問文を朗読〉

○廣谷会長

ただ今、諮問を受けましたので、審議に入ります。申出順に、紀州有田商工会議所からの異議申出については、資料3のとおりです。しばらく時間をとりますので、内容を確認してください。

〈各委員が資料3を確認〉

○廣谷会長

次に、和歌山県地方労働組合評議会からの異議の申出については、資料4のとおりです。しばらく時間をとりますので、内容を確認してください。

〈各委員が資料4を確認〉

○廣谷会長

次に、和歌山県医療労働組合連合会からの異議の申出については、資料5のとおりです。しばらく時間をとりますので、内容を確認してください。

〈各委員が資料5を確認〉

○廣谷会長

それでは、審議に入りますが、当審議会では、7月31日の第2回本審において関係労使の意見聴取を行い、そこでの意見も踏まえて、その後、専門部会を開催し慎重に審議を重ね、全会一致で現行から65円引上げ、時間額1,045円、発効日を令和7年11月1日の指定日発効とするという結論に至ったもので、公益代表委員側としましても、労使双方の御意見を十分に確認した上で、最終的な結論に至ったと考えております。

今回、その答申に対して、紀州有田商工会議所からは資料3にあるように、円安、エネルギー高、相次ぐ原材料の高騰等により厳しさが増している中、中小・小規模事業者にとっては、生産性向上や価格転嫁も思うように進まず、非常に厳しい引上げと言わざるを得ないことなどから、65円引上げの答申について再検討を求める趣旨の申出がありました。

和歌山県地方労働組合評議会からは、資料4のとおり、時間給65円の引上げでは労働者の生活を改善するには遠く及ばず、近畿各府県の中では最下位から抜け出せず、低水準かつ格差の是正には至らない極めて不十分な金額であり、時間給1,500円を展望できる金額とすること、また、発効日を法定どおり公示日より最短日程とすることなど4点の再審議を求める趣旨の申出がありました。

和歌山県医療労働組合連合会からは、資料5のとおり、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を受け、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないことや最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間給1,700円は必要であることなどから、今年度の和歌山県最低賃金の改正決定額の再審議を求める趣旨の申出がありました。

審議を尽くした上での答申を尊重すべきですが、その一方で、関係労使からの切実な御意見についても真摯に受け止めなければいけないと考えております。

それでは、答申内容の再検討を求める3件の異議の申出について、どのように対応すべきか、意見をお伺いしたいと思います。

各側意見についてはいかがでしょうか。まず、労働者側の委員としてはいかがでしょうか。

○濱地委員

はい。お疲れ様でございます。3者の異議申出というものの中身は真摯に我々としても受け止めつつも、最賃審議会専門部会において、全会一致で結審したということを踏まえれば、我々のいわゆる決議したもので今回もそうするべきと

ということでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○廣谷会長

はい。では、使用者側委員いかがでしょうか。

○児玉委員

はい。ただ今、労側の委員の方から全会一致に至ったその真摯な議論を経てということ、先ほどから会長のお話にもあったとおりだと思います。さりながら、紀州有田商工会議所さんが、やはりその零細企業の廃業と現実そういったことは起こっているとそれが結果として労働者の維持確保が危ぶまれるという件については、全くそのとおりだと思います。書いていただいている御主張になってる国等の支援策については、答申文に書かれてることですけれども、重ねて支援策については充実をしていただきたいということだけは申し添えたいと思います。全会一致で決めたことですので、これといっては異議なしということで進んでいきたいと思います。

○廣谷会長

では、公益代表委員何か御意見ございますか。

〈意見等無し〉

○廣谷会長

ございませんか。では、労使それぞれから御意見をお伺いしましたが、8月21日付けの答申どおりとすることが妥当であるということで、よろしいでしょうか。

○田中委員

すみません。なんでもわからないこと聞くので申し訳ないんですけども、今、濱地委員、児玉委員もおっしゃったとおりと思います。でも1点だけ教えてください。事務局の方にすみません。資料4のところで、地方最低賃金審議会においては最低賃金額を審議することがその責務であり発効日をいつにするかについては全く権限外ではないでしょうかと地方労働組合の武田さんが異議を申し立てる中であるんですけども、これは武田さんが間違ってるということでよろしいんですね。

○事務局（谷本）

そうです。発効日につきましては、審議会の方で審議いただくということで地方最低審議会において、その旨示されているところですので、あくまで審議会で審議いただくということになります。

○田中委員

権限の中にあるということですね。

○事務局（谷本）

はい。

○田中委員

はい、ありがとうございます。

○廣谷会長

では、「8月21日付けの答申どおりとすることが適當」という意見となりましたので、事務局は答申文案を作成してください。事務局が準備の間、このまましばらくお待ちください。

〈事務局が答申文案を作成〉

○廣谷会長

では、事務局から答申文案を朗読してください。

〈事務局が答申文案を配付、朗読〉

○廣谷会長

ただ今の事務局からの答申文案について、何か御意見はございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では、特に御意見がないようですので、答申文案が承認されたものといたします。それでは事務局は答申文を作成してください。事務局が準備の間このまましばらくお待ちください。

〈事務局が答申文を作成〉

〈会長から局長に答申文を手交〉
〈事務局が各委員に答申文写しを配付〉

○廣谷会長

答申文は、先ほど事務局から朗読がありましたので、ここでは朗読を省略いたします。

以上をもちまして、和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についての審議は終了となります。

和歌山県最低賃金の改正決定について、他に質問等はございますか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

それでは、今後の和歌山県最低賃金の発効に向けた日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

御説明いたします。

改正決定後の時間額1,045円の発効に向けたスケジュールですが、明日に官報公示の手続を行います。手續が滞りなく進みますと、9月19日に官報に掲載される予定です。

官報に掲載されると、指定発効日の令和7年11月1日に発効となります。現時点では、令和7年11月1日発効の予定とまでしか申し上げられませんが、9月19日の官報に、「1,045円に改正する」「この決定は令和7年11月1日から効力を生ずる」の掲載がされた時点で、11月1日からの発効が正式に確定となります。以上でございます。

○廣谷会長

では、次の議題に入りたいと思います。

議題2についてですが、審議会令第6条第7項の規定に基づく、和歌山県最低賃金専門部会の廃止について決議したいと思います。これは、和歌山県最低賃金専門部会の任務が終了したときに、審議会の議決により廃止するものです。和歌山県最低賃金専門部会の廃止に異議ございませんか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

異議がございませんので、和歌山県最低賃金専門部会を廃止することといたします。

では、次の議題であります「特定最低賃金の決定等の必要性の有無について」審議いたします。

和歌山県の特定最低賃金については、7月31日の第2回本審で、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について及び（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパー・マーケット、食料品スーパー・マーケット最低賃金の決定の必要性の有無について、局長から諮問を受けて、特別小委員会で審議を行っていただきました。特別小委員会での審議結果について、岡田特別小委員会委員長から説明をお願いします。

○岡田委員長

はい。特別小委員会では、8月21日とそれから8月25日の2回にわたりまして、百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正決定の必要性の有無、そして、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパー・マーケット、食料品スーパー・マーケット最低賃金決定の必要性の有無について、審議が行われました。

まず、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、労使で議論をしていただきました結果、百貨店、総合スーパーという産業のくくりが、時代にはそぐわないということで意見の一一致を見ませんでしたので、必要性なしという結論に達しております。

続きまして、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパー・マーケット、食料品スーパー・マーケット最低賃金の決定の必要性の有無につきましては、労側から必要性の根拠として、流通業の中でも生活に直結する食料品というところに関わる産業として、百貨店、総合スーパー・マーケット、食料品スーパー・マーケットという、いわば先ほど説明した百貨店、総合スーパーという産業のくくりから時代の変化を受けての新しい産業別最低賃金という形で提案がございまして、生活に直結するというところ、そして、にもかかわらず非常に人手不足が激しいというところから、必要性があるという御意見がありました。それに関しまして使側の方では、ここにコンビニとかドラッグストアというのもも、最近特にドラッグストアでは食料品を取り扱うということから、食料品というところに着目するのであれば、産業のくくりが本当にこの百貨店、総合スーパー・マーケット、食料品スーパー・マーケットで良いのかという御意見、そして今回、公正競争ケースで労側が提出をしてきたわけですけれども、それに対する違和感というもの、あとは、この百貨店、総合スーパー・マーケット、食料品スーパー・マーケットという産業のくくりで、特定最低賃金を成立させますと全国初ということになるので、なぜ和歌山県だけがこのようなくくりで特定最賃というものを立てるのか、全国の流

れはどうなっているのかという御意見がありまして、2回にわたって労使で意見を交換いたしましたが、意見の一致を見ませんでしたので、(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパー・マーケット、食料品スーパー・マーケット最低賃金の決定の必要性はなしということで、特別小委員会では審議を終えるということになりました。以上が概要の御報告です。事務局は報告書の朗読をお願いします。

○事務局（谷本）

お手元の資料6、7に報告書の写しがございますので、御確認をお願いいたします。本文を朗読させていただきます。

〈事務局が特別小委員会報告書を朗読〉

○廣谷会長

ただ今の特別小委員会報告について、御意見、御質問等はありませんか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

よろしいでしょうか。御意見がないようですので、2件の特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、審議会としての意見の取りまとめたいと思います。

まず、百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性について、特別小委員会報告のとおり、「改正決定する必要性ありとの結論に達し得なかった」と決議することについて、御異議はございませんか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

はい。では、全会一致で承認いただきましたので事務局は後ほど答申文案を作成してください。

続いて、和歌山県百貨店、総合スーパー・マーケット、食料品スーパー・マーケット最低賃金の決定の必要性について、特別小委員会報告どおり「決定する必要性有りとの結論に達し得なかった」と決議することについて、異議はございませんか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

では、全会一致で承認をいただきましたので、事務局は後ほど答申文案を作成してください。事務局が準備の間このまましばらくお待ちください。

〈事務局が答申文案を作成、配付〉

○河野委員

すみません、資料6の総合スーパー、これ総合スーパーでいいですか、スーパー・マーケット。

○事務局（谷本）

そうなんです。

○河野委員

総合スーパーなんですね。この前のカンマは、点ですか。

○事務局（谷本）

カンマ表記になってるのです。そうなんです。

○岡田委員

多分、産業分類が以前のもので使われた時の表記なので。

○事務局（谷本）

おっしゃるとおりです。

○岡田委員

新しい方、仮称の方は、産業分類が新しくなった後の。

○事務局（谷本）

おっしゃるとおりです。

○河野委員

はい。

○廣谷会長

では、事務局は答申文案を朗読してください。

〈事務局が答申文案を朗読〉

○廣谷会長

ただ今の答申文案について、御意見はありますか。
使用者側いかがでしようか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では、労働者側委員いかがでしようか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

公益代表委員の方は、特にございませんか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では、事務局は答申文を用意してください。その間しばらくお待ちください。

〈事務局が答申文を作成〉

○廣谷会長

それでは、答申文を局長の方にお渡ししたいと思います。

〈会長から局長に答申文を手交〉

〈事務局が各委員に答申文写しを配付〉

○廣谷会長

答申文は先ほど事務局から朗読がありましたので、ここでは朗読は省略させていただきます。

それでは、ここで局長から御挨拶をいただくということで、よろしくお願ひします。

〈局長あいさつ〉

○廣谷会長

次に、議題4 審議日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは、今後の審議の大まかな日程について、説明をさせていただきます。

特定最低賃金の和歌山県鉄鋼業最低賃金につきましては、令和7年8月19日第3回本審において専門部会の設置を決議し、9月10日までに労働者側、使用者側の専門部会委員の推薦をいただきまして、速やかに任命の手続を完了したいと考えております。その後、10月の早い時期に専門部会を始められるように日程調整を行っていきたいと考えております。

第1回目は、事務局の方で調整をさせていただきますが、第2回目以降の審議の日程は、専門部会において御検討いただくことになります。

資料8を御覧ください。これは昨年度の審議会の審議経過ですが、例年ですと、3回～4回の専門部会を経て、12月30日の発効に向けて審議がなされています。

今後の本審の日程としましては、特定最賃の金額審議については、全会一致が原則とはいうものの採決を行った例もありますので、専門部会で一定の審議を尽くしても全会一致が得られない場合のために、仮に採決のための本審を予定しておいて、必要がなくなれば中止するというやり方をさせていただいております。

資料9が特定最低賃金の発効日等の一覧表ですが、例年どおり12月30日の発効をする場合は、結審を10月29日の水曜日までにしていただくことになります。

仮に10月29日に結審したとして、異議申出期日は11月13日木曜日になりますので、それまでに異議の申出があった場合は、11月18日火曜日の午前中までに異議審で結審する必要がありますので、11月14日の金曜日、若しくは、11月17日、月曜日に仮に異議審を予定していただければと思います。

以上です。

○廣谷会長

これは日程の方は。

○事務局（谷本）

はい、また後程。予定いただけるとありがたいと。

○廣谷会長

わかりました。終わった後で。

では、最後の議題、その他ですが、何かございますか。事務局はいかがですか。

○児玉委員

ちょっといいですか。審議の経過の中で、今回、特別、日程的にも非常に厳しいところがあったと思います。議論も相当これまでにないくらい長くかかったわけです。

1つは法令です。6条5項のこれは最初に審議をしていただいて、6条5項、要するに、専門部会で全会一致の場合は本審を開かずにという、ちょっと正式な文章がちょっとわからないんですけど、それを踏襲というかそれを6条5項を認めてる全国の都道府県の様子をまず調べていただけたらどうかなと。これまでここ数年見えてると、機械的に6条5項適用するということの御提案をいただいて、そうだねという形をとったわけですけれど、使側だけの議論ではないと思うんですけども、5人いて、中で3人が了解しますけれども、それぞれの立場もあって、必ずしも全会一致ではないということも全国の様子もそういった状況もありますので、もう1回その6条5項ありきの審議の進め方っていうことについて、来年御検討いただきたいというのが1つです。

もう1つは、実情調査っていうようなことを、これはたくさん企業があるわけですけれども、県内のその企業の現場に赴いて、労使それぞれの意見の聴取をするみたいなことが、一部の県でされてるように伺っているところです。ちょっとその辺の状況も全国の様子をお調べいただいて、それぞれ厳しいとお話させていただいていることの実情を公益委員のみなさん含めて、事前に審議が始まってしまうと、中々、日程も取りづらいと思いますが、時期ですね。どういった時期に実情調査をされているのかも含めて全国の様子をお調べいただいて、我々も機会があればそういった声を真摯に伺いながら、今日も異議申立てとかがあるんですけども、会議所さんへ行くわけにいかないんで恐らく労使それぞれの意見が聞けるような企業さんの方でお伺いをしてというようなことも一度検討していただけたらと思いますので、また次回、あるいは、来年度の宿題かもしれませんけれどよろしくお願ひいたします。

○廣谷会長

他にございますか。

○児玉委員

今の件で、事務局の。

○廣谷会長

そうですね、事務局から今後について。

○事務局（谷本）

先ほどの1つ目の6条5項の件、そして、実地視察の件、その辺は少し全国の状況等を確認させていただいて、また御検討していただける形で進めさせていただけたらと思っております。

○廣谷会長

この場でというわけにはいかないので、そうすると来年までの間にそういう報告が会議外で。

○事務局（谷本）

そうですね、全国の状況は少し今の間に集められるところは集めて。来年また最終的な部分での審議会の開催予定があるので、それまでの間に、また、もし御連絡させていただくことがあれば、御連絡させていただければとも思っております。

○廣谷会長

はい。他にございませんか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

それでは、特にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。長い間ありがとうございました。